県章

和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目１番地
毎週火、金曜日発行

目　次（＊については県例規集登載事項）

（取扱課室名）　ページ

○ 規則

＊70　和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則　（こども支援課）…… 1
＊71　和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則　（会計課）…… 2

○ 告示

999　肥料の品質の確保等に関する法律による肥料の登録有効期間の更新　（鳥獣害対策課）…… 2
1000　道路の区域変更　（道路保全課）…… 3
1001　道路の供用開始　（　〃　）…… 3
1002　道路の位置の指定　（都市政策課）…… 3
1003　高潮浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深等の公表　（港湾漁港整備課）…… 4

○ 訓令

＊28　和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令　（職員課）…… 4
＊29　和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令　（会計課）…… 8

規　　則

和歌山県規則第70号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則（昭和54年和歌山県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（有害な図書等又は刃物類若しくは器具類の内容等） 第３条　条例第13条第５項第１号から第３号までに規定する規則で定める内容は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア　大腿部を開いた姿態 イ　陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態 ウ　略 エ　愛撫の姿態 オ　排泄の姿態 カ　略 ⑵　性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア　性交又は性交を連想させる行為 イ　不同意性交等その他の陵辱行為及び児童	（有害な図書等又は刃物類若しくは器具類の内容等） 第３条　条例第13条第５項第１号に規定する規則で定める内容、同項第２号に規定する規則で定める内容及び同項第３号に規定する規則で定める内容は、それぞれ次の各号のいずれかに該当するものとする。 ⑴　全裸、半裸又はこれに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア　女性が大腿部を開いた姿態 イ　女性が陰部、臀部又は胸部を誇示した姿態 ウ　略 エ　男女間の愛撫の姿態 オ　女性の排泄の姿態 カ　略 ⑵　性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。） ア　男女の性交又は性交を連想させる行為 イ　強姦その他の陵辱行為及び児童虐待行為

虐待行為 ウ　略 ２～６　略 （夜間の興行等の指定等） 第13条　条例第20条第１項に規定する知事が定めるものは、次に掲げる営業とする。 ⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業以外の営業で、硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの ⑵～⑷　略 ２　略	ウ　同性間の性行為 エ　略 ２～６　略 （夜間の興行等の指定等） 第13条　条例第20条第１項に規定する知事が定めるものは、次に掲げる営業とする。 ⑴　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第１２２号）第２条に規定する風俗営業以外の営業で、硬貨又はメタルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技をさせるもの ⑵～⑷　略 ２　略

附　則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項各号列記以外の部分及び同項第2号イ並びに第13条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第71号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（かい等の出納員の会計事務） 第11条　略 ２　振興局地域づくり部の会計専門員又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務（他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ⑴　別表第４に掲げるかいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出に関すること（次に掲げるものを除く。）。 ア　農林大学校の和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第１号に規定する事務に係る支出であって、会計管理者が軽易であると認めるものに関すること。 イ　略 ⑵　略 ⑶　別表第４に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払に関すること（和歌山県財務規則第１１７条第３項ただし書に該当するものを除く。）。 ３～５　略	（かい等の出納員の会計事務） 第11条　略 ２　振興局地域づくり部の会計専門員又は会計駐在員の職にある出納員は、委任事務のほか、次に掲げる事務（他のかい等の出納員の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。 ⑴　別表第４に掲げるかいの所掌事務に伴う支出負担行為の確認及び支出に関すること（次に掲げるものを除く。）。 ア　農林大学校の和歌山県行政組織規則（昭和63年和歌山県規則第19号）第29条総務事務集中課の項第１号に規定する事務に係る支出であって、会計管理者が軽易であると認めるもの（以下「軽易な支出」という。）に関すること。 イ　略 ⑵　略 ⑶　別表第４に掲げるかいの所掌事務に伴う歳入歳出外現金の払渡しに係る支払（伊都振興局地域づくり部の会計専門員の職にある出納員にあっては、農林大学校の軽易な支出に伴うものを除く。）に関すること（和歌山県財務規則第１１７条第３項ただし書に該当するものを除く。）。 ３～５　略

附　則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

告　　示

和歌山県告示第999号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により公告する。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
和歌山県第794号	混合有機質肥料	骨粉入り油かす	窒素全量5.0 りん酸全量5.0	公定規格のとおり	東山物産株式会社 大阪府藤井寺市岡二丁目7番67号	令和11.1.22

和歌山県告示第1000号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

1　道路の種類　県道

2　路線名　境川金屋線

区間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
有田郡有田川町大字伏羊字東沢134番1地先から同町大字伏羊字東沢178番1地先まで	旧	3.76 ～ 7.71	163.08	
同上	新	6.51 ～ 11.78	162.68	

和歌山県告示第1001号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

道路の種類　県道

路線名　境川金屋線

供用開始の区間　有田郡有田川町大字伏羊字東沢134番1地先から同町大字伏羊字東沢178番1地先まで

供用開始の期日　令和7年12月23日

和歌山県告示第1002号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

指定番号	指定位置	申請者 住所 氏名	指定年月日	道路 幅員 メートル	道路 延長 メートル
3714	田辺市上秋津字中代1979番1の一部	田辺市上秋津1582番地 株式会社タマイ 代表取締役　玉井公康	令和 7.12.10	4.00	44.50

和歌山県告示第1003号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条の3第1項の規定により、紀州灘及び熊野灘に係る高潮浸水想定区域を指定し、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水継続時間を定めた。

なお、その関係図面は、県土整備部港湾空港局港湾漁港整備課に備え置いて閲覧に供する。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

訓　　令

和歌山県訓令第28号

庁中一般
各地方機関

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

和歌山県職員安全衛生管理規程（昭和54年和歌山県訓令第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第12条　略 （化学物質管理者） 第12条の２　規則第12条の５第１項本文の規定に基づき、同項本文に規定する事業場に該当する本庁等及び地方機関等に、同項各号に掲げる化学物質の管理に係る技術的事項を管理させるため、化学物質管理者を置く。 ２　化学物質管理者は、規則第12条の５第３項第２号イ又はロに掲げる者に該当する職員のうちから、本庁にあっては知事が、地方機関等にあっては地方機関等の長が選任する。 （保護具着用管理責任者） 第12条の３　規則第12条の６第１項の規定に基づき、規則第12条の５第１項に規定するリスクアセスメントの結果に基づく措置として職員に保護具を使用させることとなった本庁等及び地方機関等に、規則第12条の６第１項各号に掲げる事項を管理させるため、保護具着用管理責任者を置く。 ２　保護具着用管理責任者は、規則第12条の６第２項第２号に規定する者に該当する職員のうちから、本庁にあっては知事が、地方機関等にあっては地方機関等の長が選任する。 （報告等） 第43条　地方機関等の長等は、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定める報告書により速やかに和歌山県総括安全衛生管理者に報	第12条　略 （報告等） 第43条　地方機関等の長等は、第８条第２項の規定により安全管理者を選任したときは安全管理者選任報告書（別記第２号様式）により、第９

告しなければならない。 ⑴　第８条第２項の規定により安全管理者を選任した場合　安全管理者選任報告書（別記第２号様式） ⑵　第９条第２項の規定により衛生管理者を選任した場合　衛生管理者選任報告書（別記第３号様式） ⑶　第12条第２項の規定により作業主任者を選任した場合　作業主任者選任報告書（別記第４号様式） ⑷　第12条の２第２項の規定により化学物質管理者を選任した場合　化学物質管理者選任報告書（別記第５号様式） ⑸　第12条の３第２項の規定により保護具着用管理責任者を選任した場合　保護具着用管理責任者選任報告書（別記第６号様式） ⑹　第15条第１項の規定により委員を指名した場合　委員指名報告書（別記第７号様式） ２　略	条第２項の規定により衛生管理者を選任したときは衛生管理者選任報告書（別記第３号様式）により、第12条第２項の規定により作業主任者を選任したときは作業主任者選任報告書（別記第４号様式）により速やかに和歌山県総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 ２　地方機関等の長等は、第15条第１項の規定により委員を指名したときは、速やかに委員指名報告書（別記第５号様式）により和歌山県総括安全衛生管理者に報告しなければならない。 ３　略

別記第5号様式を別記第7号様式とし、別記第4号様式中

「

作業主任者	職　氏　名	
	生年月日	年　月　日（　歳）

」を

「

作業主任者	名　称	
	職　氏　名	
	生年月日	年　月　日（　歳）

」に

改め、同様式の次に次の2様式を加える。

別記第5号様式（第43条関係）

化学物質管理者選任報告書

地方機関等	名　　称	
	所在地	
	作業従事職員数	人
化学物質管理者	職氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
選任年月日		年　　月　　日
参考事項		

上記のとおり選任しましたので報告します。

年　　月　　日

地方機関等の長等

和歌山県総括安全衛生管理者　　様

（注）

1　「参考事項」の欄には、新任、改任等選任の事由を記入し、解任等による選任のときは、前任者の氏名及び解任等の年月日を併記すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

別記第6号様式（第43条関係）

保護具着用管理責任者選任報告書

地方機関等	名　　称	
	所在地	
	作業従事職員数	人
保護具着用管理責任者	職氏名	
	生年月日	年　　月　　日（　　歳）
選任年月日		年　　月　　日
参考事項		

上記のとおり選任しましたので報告します。

年　　月　　日

地方機関等の長等

和歌山県総括安全衛生管理者　　様

（注）

1　「参考事項」の欄には、新任、改任等選任の事由を記入し、解任等による選任のときは、前任者の氏名及び解任等の年月日を併記すること。

2　用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

附　則

この訓令は、公布の日から施行する。

和歌山県訓令第29号

庁中一般
各かい

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

和歌山県知事　宮　﨑　　泉

和歌山県会計事務決裁規程の一部を改正する訓令

和歌山県会計事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改　正　後	改　正　前
（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第５条　略 ２　略 ３　会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 ⑴～⑶　略 ⑷　財政配当、かい配当、他課配当及び流用に係る通知の受理 ⑸　歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査	（会計課の政策企画班長、審査第一班長、審査第二班長及び決算班長の専決事項） 第５条　略 ２　略 ３　会計課の決算班長は、次に掲げる事務を専決することができる。 ⑴～⑶　略 ⑷　財政配当、かい配当、他課配当、流用及び歳出更正の確認 ⑸　歳入歳出外現金の保管金の払渡しの審査並びに払渡更正及び払渡項目訂正の確認

附　則

この訓令は、令和8年1月1日から施行する。